

一般社団法人 CIW 検査業協会 嘱託職員規則

制定：平成 15 年 2 月 18 日
改正：平成 25 年 11 月 27 日

定款（抜粋）

（事務局及び職員）

第 36 条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

4 事務局長及び職員は、理事会の定めた職務に従事する。

第 1 条 嘱託職員とは、職員就業規則第 23 条に基づき、定年に達した者及びこれに準ずる者で、本人が継続勤務を希望し、会が次の各号に該当しないと判断し引き続き雇用を認めた者をいう。

(1) 定年退職日において長期傷病または休職中の者

(2) 健康診断結果等において勤務上の配慮措置が必要とされて制限勤務中の者

(3) 職員就業規則第 25 条の解雇事由に該当する者

第 2 条 嘱託職員は、この規則を遵守し、職務を誠実に遂行しなければならない。

第 3 条 この規則に定めるものを除いて、原則として職員就業規則を準用する。ただし、当該規則によることを不適当と認める場合は、理事会の議を経てその取扱を決定する。

第 4 条 嘱託職員を雇用する場合は、理事会の議を経て会長が行う。

第 5 条 嘱託職員の雇用期間は、任命初年度については 60 才到達月の翌月 1 日より 60 才到達日の属する期の末日（3 月 31 日）までとし、2 回目以降の期間については、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2. 嘱託契約期間は原則 1 年毎の更新とし、本規則第 1 条の規定によって継続勤務を認められた者に限り、契約期間を更新する。
3. 嘱託契約期間は、原則として 65 才到達月月末までとするが、会が必要と認めた場合は延長することができる。

第 6 条 嘱託職員として採用された者は、職員就業規則第 6 条に規定する書類を提出しなければならない。

第 7 条 嘱託職員は、前条の書類の記載事項に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第8条 嘱託職員の給与は、月給制とする。給与計算期間は、毎月 1 日より末日までとし、翌月 5 日に支給する。支給日が休日のときは、前日に繰り上げる。

本規則は、平成 25 年 11 月 27 日に開催の平成 25 年度第 4 回理事会で承認されたものである。